

事務連絡  
令和4年4月28日

各地方農政局農村振興部防災課長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 } 殿

農村振興局整備部防災課  
災害対策室長

### 机上査定の効率的な実施について

机上査定の限度額については、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知）及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農林水産省農地局長通知）を一部改正し、農地・農業用施設にあつては200万円未満から500万円未満に、海岸及び地すべり防止施設にあつては500万円未満から1,000万円未満に引き上げたところです。今後は5年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については、別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

なお、このことについて、貴局管内関係機関に周知をお願いします。

事務連絡  
令和4年4月28日

北海道農政部農村整備課長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課  
災害対策室長

### 机上査定の効率的な実施について

机上査定の限度額については、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知）及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農林水産省農地局長通知）を一部改正し、農地・農業用施設にあつては200万円未満から500万円未満に、海岸及び地すべり防止施設にあつては500万円未満から1,000万円未満に引き上げたところです。今後は5年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については、別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

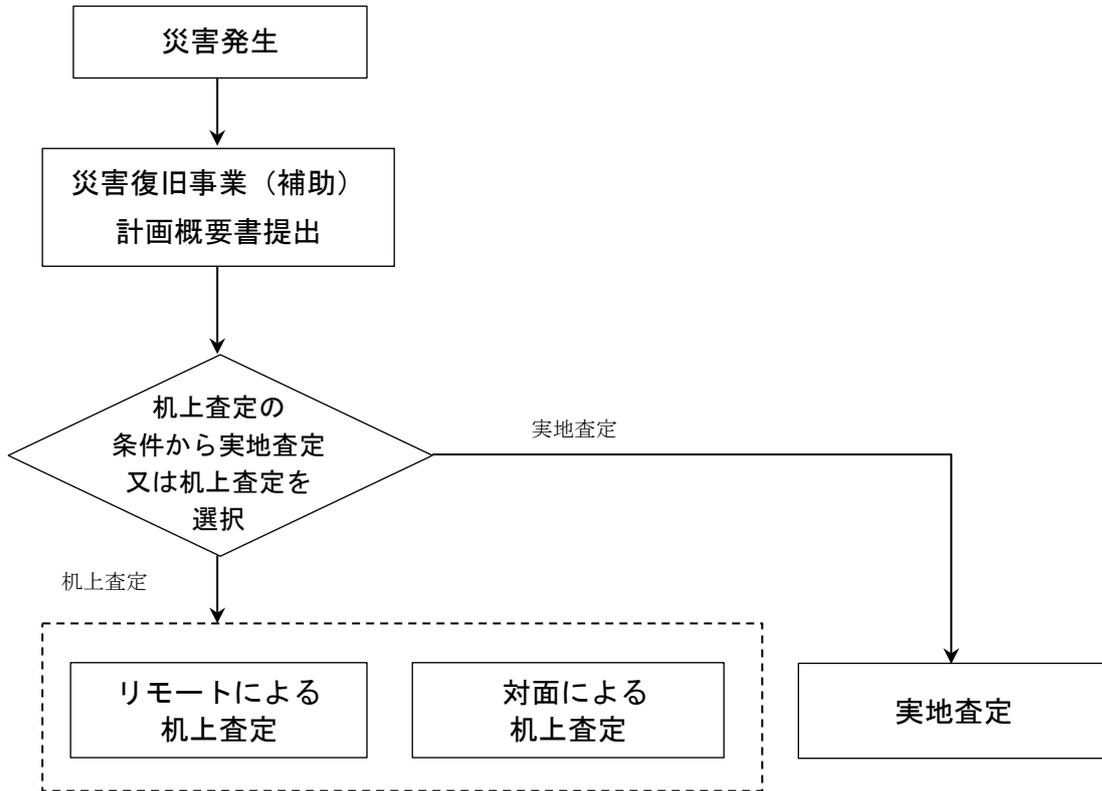
なお、このことについて、関係機関に周知をお願いします。

## 机上査定の方式について

## 1. 査定方式

査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。

机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。

**机上査定の条件**

「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」により、以下のいずれかの条件に該当する場合は机上査定を選択することができる。

- 申請額が机上査定の限度額未満の場合（農地・農業用施設は500万円、海岸・地すべり防止施設は1,000万円。大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合等）

**<机上査定の方法について>**

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び随行者など関係者が、Web会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

## 2. リモートによる机上査定の体制等

- ・ リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が3箇所に分かれて実施することも、「査定官＋立会官」－「申請者」、「立会官＋申請者」－「査定官」等、2箇所に分かれて実施することも可能とする。  
箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。
- ・ 申請者は、査定による検算修正に備え、円滑な対応が可能となるようにあらかじめ体制を整えておくこと。
- ・ リモートによる机上査定の方法については、執務室等遠隔地からWeb会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

## リモートによる机上査定の実施方法

### 1 実施体制

査定官（農林水産省、各地方農政局及び沖縄総合事務局（以下、「農林水産省等」という。))－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む))－申請者（地方公共団体及び団体）の各執務室等（随行する都道府県の執務室も含む）において、Web会議システム、メール及び電話が使用できる環境において実施する。

### 2 申請書類

申請者は、査定官、立会官に対して随行者を経由して事前に申請書類を送付する。

### 3 申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように）

### 4 査定方法

通常の上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローンを活用した動画や空撮写真、三次元点群データによる画像等を追加することが望ましい。

また、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

### 5 申請内容確認

査定官、立会官、申請者及び随行者は、Web会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

### 6 指示事項

査定官は、Web会議方式により指示事項とする査定や修正などの内容を調整し、三者合意を図ったうえで、付せん用紙（メモ用紙）に指示事項を記入する。

査定官は、立会官及び申請者に電子化した付せん用紙（メモ用紙）を電子メールで送信する。（指示事項を電子メールに直接入力して送信してもよい）

### 7 検算修正

申請者は、検算後、査定官と立会官にメールで資料を送付し、Web会議方式により検算結果の報告及び内容の確認を行い三者合意する。

### 8 査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、三者合意の証として、従来の朱入れに代えて、以下の方法により行うことを基本とする。

ただし、これにより難しい場合等には、農林水産省等に事前に協議する。

#### <査定決定までの流れ>

- ① 査定官は、査定票に記載する緊急順位、事業費等の内容について、Web会議方式により立会官及び申請者に確認し、三者合意を行う。
- ② ①の合意を受け、査定官は査定票の査定欄、査定内容欄及び氏名欄に決定した内容と査定官及び立会官の氏名を記入する。なお、立会官の氏名は代筆であることを明らかにするため、氏名の後に（査定官代筆）を記入する。
- ③ 査定官は査定票をWebの画面上に表示又は立会官及び申請者に電子メールで送信し、査定票に記入した査定欄及び査定内容欄の記載内容を口答で読み上げ、三者が相互に確認したうえで決定する。

#### <査定決定後の書類確認>

- ④ 査定官はすべての査定が終了した後に、リモートにより行った机上査定のすべての査定票（③まで実施したもの）を電子化し、立会官及び申請者に査定票を電子メールで送信する。  
※③において査定票を送信済みの場合は不要
- ⑤ 査定官が記入した査定票を三者が有することで、査定決定の証拠とする。

#### <その他>

上記の電子メールには、随行者を同報するものとする。

査定決定後の書類確認（④）等は、都道府県内において異なる申請者から複数の申請がある場合など、都道府県が一括して実施することにより査定事務の効率化が図られる場合などは、都道府県を介して事務を行うことは差し支えない。

#### ○相談窓口

問題が発生した場合などにおける相談窓口は、地方農政局等の査定官又は地方農政局等担当係とする。（地方農政局等とは、北海道の査定にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県の査定にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他都府県の査定にあつては各地方農政局をいう。）

#### ○その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

査定官、立会官、申請者及び随行者は、使用する情報処理機器（パソコン）などの電子機器やソフトウェアについて、セキュリティ対策されたものを使用するものとし、事前に通信環境や動作などを確認したうえで実施すること。